

作成者： 研究推進社会連携センター 作成日： 令和4年3月2日

更新者： 総務部部長＋総務担当 最終更新日： 令和4年3月2日

教育及び研究奨励寄付金取扱い内規

昭和57年12月21日

規 3 第 76 号

(目的)

第1条 この内規は、学校法人東京電機大学（以下「本法人」という。）の職員及び嘱託等が学外から第4条の使途のために受入れる教育及び研究奨励寄付金を受領する場合の取扱いについて定める。

(受領)

第2条 教育及び研究奨励寄付金を受領できる者は次のとおりとする。

- (1) 職員
- (2) 嘱託
- (3) 客員教授・客員准教授
- (4) 研究員

(承認)

第3条 教育及び研究奨励寄付金を受領する場合、所属長、研究推進社会連携センター長及び学長の承認を経て、理事長の決裁を得なければならない。ただし、寄付金の申込額が100万円以下の場合、所属長の承認を経て、研究推進社会連携センター長の決裁を得るものとする。研究推進社会連携センター長は決裁後、学長及び理事長に報告を行う。

2 前条第1項第3号及び第4号に掲げる者は、寄付金の受入れの申請を外部に対して行う場合、本学教員（協力教員）を通じて、事前に研究推進社会連携センター長の承認を得なければならない。

(使途)

第4条 教育奨励を目的とする寄付金の使途は、次の各号に掲げる経費に限るものとする。

- (1) 特色ある教育又は新しい教育を実施するに要する経費
- (2) 特色ある教育又は新しい教育の奨励を目的とする経費

2 研究奨励を目的とする寄付金の使途は、次の各号に掲げる経費に限るものとする。

- (1) 学術研究に要する経費
- (2) 学術研究の奨励を目的とする経費

(購入した設備、備品等の所有権)

第5条 教育及び研究奨励寄付金で購入した設備・備品等の所有権は、本法人に帰属する。

(管理経費等の徴収)

第6条 教育及び研究奨励寄付金収入の8%に相当する額を管理経費として徴収するものとする。ただし、8%に相当する額が1万円に満たない場合、管理経費は1万円とする。

2 財団法人等からの助成事業に係る寄付金であり、当該事業の助成要件として管理経費の徴収を認めないことが確認できる場合、又は当該財団法人等から管理経費の徴収免除を要請する文書がある場合は、前項にかかわらず管理経費の徴収を免除できるものとする。

(会計手続)

第7条 会計手続は、学校法人東京電機大学受託研究取扱い規程に準ずる。

(報告)

第8条 教育及び研究奨励寄付金を受けた者は、毎年度末その年度の経費の使途内容について、所属長、研究推進社会連携センター長及び学長に報告しなければならない。

付 則

この内規は、昭和57年12月21日から施行する。

付 則（平成元年7月25日決定）

この改正は、平成元年10月1日から施行する。

付 則（平成3年4月23日決定）

この改正は、平成3年5月1日から施行する。

付 則（平成8年7月23日決定）

この改正は、平成8年10月1日から施行する。（第2条）

付 則（平成12年6月27日決定）

この改正は、平成12年4月1日から施行する。（第6条）

付 則（平成13年7月10日決定）

この改正は、平成13年4月1日から施行する。（第2条）

付 則（平成14年2月19日決定）

この改正は、平成14年4月1日から施行するものとし、施行日以前に申請された管理経費等の徴収については従前の例による。（第5条）

付 則（平成19年3月13日決定）

この改正は、平成19年4月1日から施行する。（第2条、第3条）

付 則（平成30年10月16日決定）

この改正は、平成30年10月16日から施行する。（第2条を追加し、以降1条ずつ繰り下げ、第1条、新第3条、新第4条、新第8条改正）

付 則（令和2年3月3日決定）

この改正は、令和2年4月1日から施行する。（第2条、第3条）

付 則（令和4年3月1日決定）

この改正は、令和4年4月1日から施行する。（第3条、第6条）